

○笠松町介護保険料納入通知書発送用封筒広告掲載に関する取扱要領

平成21年1月14日告示第4号

改正

平成26年5月7日告示第68号

平成31年3月28日告示第49号

笠松町介護保険料納入通知書発送用封筒広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、笠松町広告掲載に関する要綱（平成17年笠松町告示第100号）に基づき、介護保険料納入通知書発送用封筒に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定める。

(広告の規格、枠数及び掲載料等)

第2条 広告の規格、枠数及び掲載料等は、次のとおりとする。

区分（位置）	介護保険料納入通知書発送用封筒（裏面）
封筒の種類	窓付き封筒（縦10.8cm×横21.8cm）
規格	縦6.5cm×横14.0cm
枠数	1枠／枚
色数	単色（黒色）
掲載期間	封筒1万2千枚を使い切るまでの期間
掲載料	30,000円／1万2千枚

2 広告主は、第4条の規定による承諾を受けた後、広告掲載の日前の町が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「広告申込者」という。）は、次項に規定する期間に、笠松町介護保険料納入通知書発送用封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込み期間は、毎年3月1日から3月31日までとする。

(広告掲載の決定等)

第4条 町長は、広告掲載申込書を受理したときは、その内容等を審査し、速やかに広告掲載の諾否を決定し、笠松町介護保険料納入通知書発送用封筒広告掲載通知書（様式第2号）により、広告申込者に通知しなければならない。

2 前項の審査は、広告掲載申込書を受理した順序にて実施し、最初に承諾の決定をした広告を掲載するものとする。

(広告掲載の中止又は許可の取り消し)

第5条 町長は、次に掲げる事項に該当するときは、広告掲載を中止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 関係官公庁からその掲載を禁止されたとき。

(2) その他広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告原稿の作成及び提出)

第6条 広告主は、自らの負担で広告原稿を作成し、原稿用紙、CD-Rその他の媒体により、広告掲載申込書とあわせて町長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月7日告示第68号)

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日告示第49号)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。